

令和4年3月23日

保護者 様

鴻巣市教育委員会教育長

まん延防止等重点措置終了後の鴻巣市立小・中学校の対応について

日頃より、本市の教育活動にご理解ご協力くださり、誠にありがとうございます。

この度、国が本県へ3月21日（月）をもって、まん延防止等重点措置の適用を終了したことを受け、本市としましては、下記のとおり対応することとしました。

保護者の皆様におかれましては、引き続き児童生徒の健康管理にご留意いただくとともに、感染拡大防止の徹底についてご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 学校教育活動基本的な対応方針について

陽性者発生時の初期対応及び感染症対策を徹底しながら教育活動を実施します。

2 学校行事の実施について

各学校行事を実施する際は、時期や開催方法等について、目的や感染防止対策を踏まえるなど、慎重に判断します。感染状況によっては、延期及び中止となる場合や保護者参観の制限がある場合もございますので、ご理解くださいますようお願いいたします。詳細については、各学校からの通知文をご確認ください。

3 学習活動等について

- (1) 授業中は、常時換気をし、原則マスクを正しく着用させ、互いの間隔を可能な限り確保し、感染防止対策を継続します。

- (2) 感染リスクの高い学習活動は、感染状況を踏まえて判断し、実施する場合は、感染防止対策を徹底します。
- (3) 給食中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導します。

4 部活動について

- (1) 市及び各中学校の部活動に係る活動方針に基づく活動とします。
- (2) 可能な限りの感染対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、活動を中止します。

5 感染が不安で登校が心配な場合について

お子さんの通う学校へご相談ください。対応等について検討します。

- ・出席停止等の取扱いについて
- ・学習の保障について（ICT活用を含む） 等

6 家庭での感染症対策のご協力をお願い

- (1) 児童生徒に発熱等のかぜ症状がある場合は、学校を休ませてください。
「欠席」ではなく、「出席停止」として扱います。
- (2) 同居家族に発熱等のかぜ症状がある場合は、原則児童生徒も学校を休ませてください。ただし、同居家族が医師の診察を受けて、児童生徒の登校については差し支えないと診断された場合は登校可とします。また、同居家族の方が、ワクチン接種後に発熱等のかぜ症状が見られる場合においても、登校を控えていただくようお願いいたします。
- (3) 児童生徒や同居家族の感染が疑われる場合(濃厚接触者、PCR検査等の対象者となる等)には、速やかに学校にご連絡ください。
- (4) 児童生徒や同居家族がPCR検査等を受けた場合には、結果が出るまでは児童生徒の登校を自粛してください。「欠席」ではなく、「出席停止」として扱います。ただし、同居家族の職場等の方針による安全確認のための一斉PCR検査等の場合は、当該同居家族に発熱等のかぜ症状がない場合は、登校可とします。
- (5) ワクチン接種を予定している児童生徒の保護者様におかれましては、接種後（当日及び翌日以降）の体調についてよく観察していただき、発熱等の副反応が見られた場合には、無理をさせないようご家庭での配慮をお願いします。その際、学校と連携をしての見守りが大切ですので、接

種日等について学校へご連絡をお願いいたします。また、授業日に医療機関等において、ワクチン接種を受ける場合及び接種後の副反応（発熱等のかぜ症状）が見られる場合の出欠の取扱いについては、欠席としない（出席停止）などの柔軟な取扱いをします。年度初めは各学校において健康診断等の行事が予定されておりますので、接種日の予約につきましては学校の行事予定もご確認ください。なお、ワクチン接種は任意となっております。ワクチン接種に起因するいじめなどの差別的取扱い等については、厳に慎まなければなりません。

- （６）朝、児童生徒の検温や体調管理の徹底をお願いします。
- （７）免疫力を高めるため、十分な睡眠、バランスのよい食事など、規則正しい生活習慣に心掛け、体調管理に努めてください。
- （８）帰宅時及び食事前など、石鹸によるこまめな手洗いを徹底してください。
- （９）発熱等のかぜ症状がある場合は、外出を控えてください。